

補助対象 経費(※1)	内容	補助率	補助限度額 (※2)
謝金	講師等への謝礼金	2/3 以内	①市外支援 団体を利用 している場 合：150千円 /事業者 または ②市内支援 団体を利用 している場 合：300千円 /事業者
旅費	講師等の交通費、講習を受ける際の交通費等		
使用料及び 賃借料	会場、機材、車両等の借上げ料等		
委託料	外国人材の母国語への翻訳料等		
需用費	消耗品費、材料費、教材購入費、資料印刷代等		
備品購入費	外国人実習生の就業・生活環境の改善に資する 備品の購入費		
研修費	資格取得の講習費用に係る費用		
その他経費	市長が特に必要と認める経費		

※支援団体(監理団体・登録支援機関等)を利用しない場合の補助限度額、150千円/事業者とする。